

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 6 件 |
| 厚生年金関係                        | 6 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年7月から44年3月まで  
②昭和45年4月から46年3月まで

私は、19歳から20歳のころは、A市でアルバイトをしながら生計を立てていた。その当時、手取金が少なかったが、母親から勧められ、申立期間①の国民年金保険料については、母親にお金を借りて納付した記憶があり、年金検認記録カードの昭和44年1月から同年3月までの各欄には、同年3月14日付けの領収印がある。また、申立期間①のうち、44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、社会保険庁の記録上、還付された記録となっているが、還付された覚えは無い。申立期間①について、納付済期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、農林漁業団体職員共済年金に加入していたが、国民年金は、農林年金と別建てと誤解し、送付されてきた国民年金保険料の納付書により納付していたので、これを還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間については、申立人が所持している国民年金検認記録カードによると、当該期間の国民年金保険料が同年3月14日に納付されたことが確認でき、社会保険庁の特殊台帳によると、当該期間の国民年金保険料が46年6月23

日に還付されていることが確認できるものの、当該期間において、申立人は国民年金の強制加入対象者であり、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたものと認められる。

また、申立期間②については、社会保険庁の特殊台帳によると、当該期間の国民年金保険料について、いったん「納」の印が押された後、その上から二重線が引かれていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料がいったん納付されたものと認められるが、社会保険庁の記録上、当該期間の国民年金保険料が還付された形跡は認められない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和43年7月から同年12月までの期間については、社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する45年4月から46年3月までの国民年金保険料は、還付されていないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和42年4月から43年3月まで  
②昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和36年ごろ、A市の国民年金担当者から、「将来、年金をもらえるから。」と国民年金への加入を勧められ、国民年金に任意加入した。国民年金保険料はA市の集金人に納付していたが、集金人が来なくなり、昭和40年度の1年間の国民年金保険料は納付できなかったため、その後、当該期間分の国民年金保険料を納付しようとしたが時効で納付することができず、当該期間が未納とされていることは理解している。

しかし、昭和41年4月にA市B町に転居した後の国民年金保険料は、町内の区長に納付していたので、申立期間①が未納とされていることは絶対に納得できない。

また、申立期間②については、昭和46年4月から同居した夫の分も含めて、私が、二人分の国民年金保険料を銀行で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和36年に国民年金に任意加入した後、申立期間及び昭和40年度の1年間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとされており、当時の保険料の納付に関する記憶が具体的であるとともに、当該期間前後において、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況

に大きな変化は認められないことから、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、昭和46年4月から同居したとする申立人の夫の分も含めて、申立人が、二人分の国民年金保険料を銀行で納付していたとしているところ、申立人の夫の当該期間に係る国民年金保険料は納付済みとされていることから、当該期間について、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和53年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月21日から同年5月20日まで

私は、昭和52年5月21日にA社に入社し、同日付けでA社B支店に転勤し、53年3月21日付けでA社C営業所に転勤した。その後、他の営業所等への異動を経て、現在はA社本社に勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答、人事記録（社員カード）及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和53年3月21日にA社B支店からA社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、社会保険庁の記録によると、A社は、本社（C営業所の従業員は本社において適用）及びB支店のいずれにおいても、A社の名称で別々の適用事業所とされていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年5月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認

できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月20日に訂正し（ただし、昭和42年8月20日の時点では、A社はB社に名称及び記号を変更しているものと推認できる。）、申立期間の標準報酬月額については、40年11月から41年9月までを2万円とし、同年10月から42年7月までを2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月23日から42年8月20日まで

私は、昭和34年にC社の下請けであったD社に入社した。D社は、36年7月にE社の下請けとなり、その後はA社、B社と社名を変更しているが、私は、D社に正社員として雇用されていたのは間違いない。

社会保険庁の記録では、私は、A社における被保険者資格を昭和40年11月23日に喪失したこととなっているが、実際には、同僚も証言してくれているとおり、42年8月まで継続して当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と共に働き、同様に正社員であった複数の同僚及び元事業主の妻は、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更は無かったことについて証言しているところ、当該複数の同僚には、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続してい

ることから、申立人は、申立期間も含めて当該事業所に継続して勤務していたものと推認できる。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主も既に死亡しているが、申立期間の一部において保険料控除等の社会保険事務を行っていた事業主の妻は、「夫が死亡し、当時の資料等も保管していないが、申立人は、申立期間において勤務していたことは間違いないと思う。私が事務を担当していたころは、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と証言している。

なお、社会保険庁が保管している事業所整理簿によると、時期は特定できないものの、A社はB社に名称及び記号変更していることが確認でき、オンライン記録では、昭和42年6月6日より前に被保険者資格を喪失した者はA社で、その後に被保険者資格を喪失した者はB社での記録とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年10月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、40年11月から41年9月までは2万円、同年10月から42年7月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主は死亡し、事業主の妻は、「申立てどおりの届出及び申立期間に係る保険料の納付については、きちんと行っていたと思う。」としているものの、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和40年11月23日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月から42年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 長崎厚生年金 事案 252 (事案 114 の再申立)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 32 年 6 月まで

私は、昭和 31 年 3 月から 32 年 6 月までの期間において、A 社に勤務していた。申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 11 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、私は、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、再度調査をお願いする。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社に勤務していたことは推認されるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が見当たらず、当時の同僚や事業主等の関係者は死亡又は所在不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無かったことから、既に、当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回、厚生労働大臣及びテレビ局宛に FAX した文書を提出した上で、前回の申立内容と同様の主張をしているが、当該再申立ての内容には、委員会の当初の決定を変更すべき新たな

な事情は認められない。

また、申立期間当時、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者のうち、新たに一人から事情を聴取できたものの、その者は、申立人が申立てに係る根拠の一つと主張している当該事業所を申立人に紹介した者（申立人の伯父で、申立人が当時の当該事業所の役員であったと主張する者）について覚えておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和37年10月1日から同年12月1日まで  
②昭和38年6月26日から同年8月1日まで

私は、昭和37年10月1日から38年7月31日までの期間において、A社に勤務していた。

社会保険庁の記録では、当該事業所に係る私の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和37年12月1日から38年6月26日までの期間となっており、申立期間が欠落している。

私は、昭和37年10月1日から38年7月31日までの期間において、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格取得日及び喪失日は、いずれもオンライン記録と一致している上、資格取得日については、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び当該事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の資格取得日とも一致していることから、事務処理におい

て特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は、「申立人の申立期間に係る保険料を給与から控除していたかどうかは不明である。」としている上、当時、申立人が上司として氏名を挙げた者及び当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者のうち8人の計9人に事情を確認したが、このうち8人は申立人を覚えておらず、申立人を覚えている1人についても、勤務していた時期までは覚えておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月6日から9年4月1日まで

申立期間については、A市役所に嘱託職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が欠落している。当時の人事発令通知書、報酬明細書等を添付するので、事実確認を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

A市役所は、申立人が申立期間に非常勤嘱託として勤務していたことについては認めているものの、A市が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載されている資格取得日は平成9年4月1日であり、それ以前の期間について、A市は、「申立人を任用した時の決裁文書を見ると、社会保険への加入の項目が無く、非常勤職員については、現在、月に16日以上勤務する場合に厚生年金保険に加入させているので、当時も同様の取扱いであったと思われる。したがって、申立てどおりの届出及び保険料納付並びに申立期間に係る申立人の給与からの保険料控除は行っていない。」としている。

また、申立人が所持しているB課及びC課と記載された報酬明細書のうち、平成8年4月分から同年7月分までの報酬明細書及び支給年月が記載されていない報酬明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、このことについて、A市は、「申立人が所持している報酬明細書の真偽については、当時の賃金等に関する資料は既に処分しているため不明であるが、報酬明細書に記載されている日給又は時間給の単価から見て、平成8年4月分から同年7月分

までの報酬明細書については平成9年度に、支給年月が記載されていない報酬明細書については申立期間以外に支給されたものと思われる。8年4月分から同年7月分までの報酬明細書については、発行年のタイプミスとも考えられるが、詳細については、当時の資料が無いので分からない。」としており、申立人が提出した当該報酬明細書は、記載されている賃金単価及び厚生年金保険料控除額から見て、平成9年度及び10年度に支給されたものであると推認される。

さらに、社会保険庁のオンライン記録上の当該事業所に係る被保険者資格記録照会回答票において、申立人の当該事業所に係る被保険者資格取得日（平成9年4月1日）の処理が平成9年5月8日に行われていることが確認でき、被保険者資格を遡<sup>そく</sup>及<sup>く</sup>して訂正された形跡も無く、事務処理において特に不自然な点は認められない上、雇用保険の被保険者資格取得日も厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の9年4月1日となっている。

加えて、申立人の夫の健康保険の記録によると、申立人は、平成4年10月26日から9年3月31日までの期間において、夫の被扶養者として認定されている上、当時の複数の同僚に確認しても、申立人の厚生年金保険加入時期に関する明確な証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 4 月から 34 年 1 月までの期間において、A 社に勤務し、ガス溶接や電気溶接の仕事をしていた。

社会保険庁の記録では、私の当該事業所での厚生年金保険の加入記録は、昭和 31 年 12 月 1 日から 34 年 1 月 27 日までの期間しか確認できないとのことであるが、私は、中学校を卒業した翌月の 31 年 4 月 1 日から当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、同僚等の証言により推認できる。

しかし、申立人が同期入社した同僚として 5 人の氏名を挙げているところ、当該 5 人の同僚は、いずれも社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名を確認できない上、申立人が 1 年先輩として氏名を挙げた 4 人のうち 3 人は、いずれも申立人が入社したとする昭和 31 年 4 月 1 日以降の同年 5 月 25 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、昭和 31 年 5 月 25 日に資格取得している同僚のうちの 1 人は、「私も中学校を卒業した昭和 30 年 4 月から勤務していたが、入社した最初のころの厚生年金保険の記録が無いようだし、ひょっとしたら会社がしばらく入れていなかったのかもしれない。」としており、当該事業所に係る被保険者資格を 31 年 8 月 10 日付けで取得している 9 人について申立人に確認したところ、いずれも申立人が入社した時には

既に在籍していた先輩社員であったとしていることから、当該事業所は、従業員を一定の試用期間後に厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえる。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主及び経理担当者は、既に死亡又は療養中で事情を聴取することができない上、当時の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿の資格取得日（昭和 31 年 12 月 1 日）はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和元年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から48年1月1日まで  
私は、昭和46年3月1日にA社に入社した。当該事業所は、従業員が約150人の婦人服の製造工場であり、私は、47年12月31日に退職するまで、ボイラー担当の正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、同年8月31日に被保険者資格を喪失したことになる。

給与明細書等の資料は保管していないが、私は、申立期間においても当該事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格喪失日（昭和47年8月31日）はオンライン記録と一致している上、当該被保険者原票において、申立人の健康保険証が昭和47年9月25日に返納されていることが確認できる。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は、「社会保険や雇用保険に関しては、入社したらすぐに加入させていたし、社員が退職する前に資格を途中で喪失させるようなことはしておらず、一日でも勤務したら加入させるようにしていた。実際、これまでに社会保険や雇用保険の件でクレームを受けたことは一度も無く、今回の申立てに関しても、申立人が思い違いをしていると思う。」としている。

さらに、申立人が当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる期間に当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者及び申立期間において当該事業所に係る被保険者資格を取得している者のう

ち、事情を聴取することができた4人は、いずれも「自分自身の厚生年金保険の加入期間の記録は、在籍期間とほぼ一致している。」としている。

加えて、申立人が覚えている同僚は、「申立人が退職した日はよく覚えていないが、申立人の方が入社したのも退職したのも私より先であった。」としており、当該同僚の資格喪失日が昭和47年9月19日（なお、当該同僚は、昭和47年10月12日に国民年金に任意加入している。）であることが確認できる上、申立人も、当該同僚より申立人自身が先に退職したことを覚えている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から同年11月1日まで  
私は、平成元年9月30日にA市役所を退職し、同年10月1日からB社に勤務していた。  
しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所での資格取得日が平成元年11月2日となっており、申立期間が厚生年金保険被保険者期間とされていない。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、B社に勤務していたことは、当該事業所も認めていることから推認できる。

しかし、当該事業所が保管している申立人に係る昭和64年分から平成3年分までの給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿において、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日（平成元年11月2日）はオンライン記録と一致している上、オンライン記録上の当該事業所に係る被保険者資格記録照会回答票において、申立人の当該事業所に係る被保険者資格取得日の処理が平成元年11月7日に行われていることが確認でき、被保険者資格を遡及して訂正された形跡もうかがえないことから、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。